

新型コロナウイルスの感染拡大に対応した  
岡山市融資制度「体質改善資金」について

2021.3.10 現在

融 資 対 象 者	新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1か月間の売上げが前年の同じ時期に比べ5%以上減少しており、かつ、その後の2か月間を含む3か月間の売上高が前年同時期に比べ5%以上減少が見込まれ、市長の認定を受けた市内中小企業者等
資 金 使 途	経営安定又は体質改善のために必要な運転資金及び設備資金
融 資 限 度 額	5,000万円（既存の体質改善資金と合算）
融 資 期 間	10年以内（うち据置期間1年以内）
融 資 利 率	年1.30%
保 証 料 率	年0.45%～1.76% 年0.70%（セーフティネット保証（責任共有対象）の場合） 年0.80%（セーフティネット保証（責任共有対象外）の場合）
担 保 及 び 保 証 人	【担保】 必要に応じ差し入れていただきます 【保証人】 原則として法人代表者以外必要ありません
取 扱 期 間	令和2年3月2日から令和4年3月31日（保証申込受付分）
備 考	借換資金は対象外です。 岡山市長が認定した、岡山市中小企業体質改善資金融資認定申請書（新型コロナウイルス）を提出してください。 セーフティネット保証を利用する場合は、新型コロナウイルス感染症に関する経営安定関連保証認定書を提出してください。経営安定関連保証認定書はコピーで差し支えありません。